

## 第2号議案

地域医療支援病院の承認等について

## 医療法第 4 条の規定に基づく地域医療支援病院の承認申請医療機関

※時点は平成 29 年 10 月 1 日現在

## 1. 概 要

フリガナ	コウキガク イソノホクジノ ニホンセイメイジクセイカイノクニニツケテヒヤクヨウイン
名称	公益財団法人 日本生命済生会附属 日生病院
所在地	大阪府大阪市西区立売堀 6 丁目 3 番 8 号
開設者	公益財団法人 日本生命済生会 理事長 野崎 篤彦
管理者	院長 笠山 宗正
開設年月日	昭和 6 年 6 月 8 日
病床数	350 床
診療科目	◎循環器内科、◎消化器内科、◎内科、◎内分泌・糖尿病内科、◎リウマチ科、◎呼吸器内科、◎血液・化学療法内科、◎神経内科、◎腎臓内科、○消化器内科、○外科、呼吸器外科、乳腺外科、心臓血管外科、産婦人科、小児科、神経科・精神科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、形成外科、放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、リハビリテーション科、病理診断科
救急医療体制	◎固定通年制 ○非通年制 △輪番制

## 2. 沿 革

- ・昭和 6 年 6 月 日生病院 開院 24 床（大阪市西区新町）
- ・昭和 47 年 4 月 臨床研修指定病院の認定取得
- ・昭和 57 年 4 月 日生病院新築移転（現病院 大阪市西区立売堀）
- ・平成 16 年 4 月 二次救急医療機関指定
- ・平成 21 年 4 月 大阪府がん診療拠点病院指定
- ・平成 28 年 4 月 日本医療機能評価機構による病院機能評価の認定 (Ver. 1.1)
- ～ 現在に至る

## &lt;参考&gt;

- ・平成 28 年 4 月 新病院新築移転予定  
30 (大阪市西区江之子島、新名称：日本生命病院)

## 「地域医療支援病院」承認要件一覧

病院名 公益財団法人日本生命済生会付属日生病院

平成 29年 10月 1日現在

要件番号	項目	承認基準	判定
1	保健医療協議会	同意	適
2	地元医師会	推薦	適
3	紹介率 (①/⑥×100)	紹介率 50%	適
	逆紹介率 (⑦/⑥×100)	逆紹介率 70%	適
	【算出根拠】 紹介患者数① 初診患者総数② ②のうち、 救急搬入患者数③ ②のうち、 休日・夜間の患者数 ②のうち、 健康診断の受診から 要治療となった治療を 開始した患者数⑤ 差し引き ②-③-④-⑤=⑥		13,055人
4	直近の地域医療 支援病院紹介率等	【参考】 算出期間 紹介率 逆紹介率	9,495人 平成29年4月～平成29年8月 69.7% 84.9%
4	外来機能の分離	外形上一体性を有しているか	—
5	共同利用	前年度共同利用を行った医療機関延べ数	1,520件
		うち直接関係のない医療機関延べ数	1,520件
6	救急医療を提供する能力	共同利用に係る病床の利用率	32.4%
		開放型病院共同診療管理料	83件
		建築物の全部・一部	一部
		開放型病床数	5床
		規定の有無	有り
		開設者と直接関係のない登録医療機関数	425医療機関
7	地域の医療従事者 に対する研修機能	救急自動車により搬送された患者の数 (1,000件以上)	2,337人
		【参考】 救急告示	平成16年2月 二次救急医療機関指定 常勤非専従3人 常勤非専従2人 常勤非専従1人 常勤非専従1人 常勤非専従1人 常勤非専従1人 (オンコール)常勤非専従1人 3床 0床
8	許可病床数	研修会 年12回以上	集中治療室、救急診療センター診察室、薬剤部、中央検査部、放射線科 19回、延べ1,239人
		地域の医療従事者 に対する研修機能	有り 有り 26人 講堂、役員会議室、会議室 計3室
9	施設設備	一般病床棟	350床
		療養病床棟	0床
		合計	350床
		病室数	3床
		主な設備数	緊急蘇生装置、除細動器、心電計 他
		病室数	—
		主な設備数	—
		病室数	全自動赤血球沈降速度測定措置、血液分析器、免疫測定モジュール 他
		主な設備数	血液培養自動分析装置、全自動微生物検査システム 他
		病室数	自動免疫染色装置、遺伝子増幅検出装置、遺伝子診断一式 他
		主な設備数	解剖台、デジタル計量器、臓器撮影装置、小型吸引器
		病室数	インターネットLAN、パソコン、プリンター、事務机、いす 他
10	運営委員会	講義室	3室
		図書室	講堂:100名 役員会議室:40名 会議室:20名 1室
11	患者相談体制	救急用自動車	1,800冊
		医薬品情報管理室	折りたたみストレッチャ、酸素架台、A/C電源装置 他 専用
12	重大な法令違反	床面積	29.0㎡
		四半期に1回程度	規程有り(平成28年度4回開催)
備考	診療に関する諸記録	共同利用の実績	有り(看護師2名、MSW4名、薬剤師1名)
		救急医療の提供の実績	あったかサポートセンター(地域医療連携室)
		地域の医療従事者のための研修の実績	当直・救急委員会事務局 教育委員会事務局
		諸記録の閲覧の実績	医事サービス部
		患者紹介の実績	あったかサポートセンター(地域医療連携室)
		居宅等医療提供施設等への支援 その他	訪問看護ステーション利用者のフォローアップ(外来受診調整・投薬、在宅医療に関わる相談)など 平成21年4月 大阪府がん拠点病院指定 平成28年4月 日本医療機能評価機構 設定区分 3rdG: Ver1.1 一般病院2 認定

## 地域医療支援病院の開設者変更等の手続きについて（案）

## [基本的な考え方]

医療法の規定では、開設する病院に対して地域医療支援病院の名称使用を承認することから、開設者変更、移転の場合は新規申請が基本。

ただし、地域医療の安定的提供を図る観点から、下表のとおり取り扱うこととする。

変更事項		手続き (承認の継続)	審議会 への 諮問等	申請書類等	その他
開設者変更	① 従前の承認要件をそのまま充足できる場合	☆新開設者名で新規申請により承認を継続	不要 (報告)	・開設者が変更した後も、従前の医療提供機能等機能をそのまま継承し、承認要件を充足できることを証する書面（誓約書） ・新規申請書類一式 (変更前の開設者による前年度実績と直近の実績)	
	② 開設者が変わったことにより従前の承認要件（救急受入体制、地元連携）が充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	・辞退届	
移 転	③ 承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	☆住所変更の届出書提出により承認を継続	不要 (報告)	・住所変更届 ・移転後においても承認要件を充足できるという客観的資料 ・医師会の同意書 ・承認要件に関する報告書	・医師会への事前協議は病院側で必要
	④ 承認された時と同一医師会の地域内に移転し、移転後においては承認要件を充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	・辞退届	
	⑤ 承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においても承認要件を充足できる場合	★辞退	不要 (報告)	・辞退届	
	⑥ 承認された時と異なる医師会の地域に移転し、移転後においては承認要件を充足できなくなった場合	★辞退	不要 (報告)	・辞退届	
名称変更	⑦ 病院の名称が変更になった場合	☆名称変更の届出書提出により承認を継続	不要 (報告)	・定款等、名称が変更されたことを証する書面	

## 資料 2 - 4

## 地域医療支援病院の用語定義

紹介患者の数	開設者と直接関係のない他の病院又は診療所から紹介状により紹介された者の数(初診の患者に限る。また、紹介元である他の病院又は診療所の医師からの電話情報により地域医療支援病院の医師が紹介状に転記する場合及び他の病院又は診療所等における検診の結果、精密検診を必要とされた患者の精密検診のための受診で、紹介状又は検査票等に、紹介目的、検査結果等についてその記載がなされている場合を含む。)
初診患者の数	患者の傷病について医学的に初診といわれる診療行為があった患者の数(地方公共団体又は医療機関に所属する救急自動車により搬入された患者、当該地域医療支援病院が医療法第三〇条の四に基づいて作成された医療計画において位置付けられた救急医療事業を行う場合にあっては、当該救急医療事業において休日又は夜間に受診した患者及び自他覚的症候がなく健康診断を目的とする当該病院の受診により疾患が発見された患者について、特に治療の必要性を認めて治療を開始した患者を除く。)
逆紹介患者の数	地域医療支援病院から他の病院又は診療所に紹介した者の数
休日	日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第一七八号)第三条に規定する休日、一月二日及び三日並びに一二月二九日、三〇日及び三十一日
夜間	午後六時から翌日の午前八時まで(土曜日の場合は、正午以降)
逆紹介患者	診療に基づき他の機関での診療の必要性等を認め、患者に説明し、その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った患者(開設者と直接関係のある他の機関に紹介した患者を除く。)
紹介状	紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医師名、その他紹介を行う医師において必要と認める事項を記載しなければならない。

資料 2 - 5

大阪府における紹介患者、逆紹介患者の算定基準（案）

項目	府の算定基準
【紹介患者】	<p>○紹介患者の用語定義に基づく紹介状であること。</p> <p>○開設者と直接関係のない医療機関からの紹介であること。</p> <p>○あて先には、地域医療支援病院を申請する病院名が必ず明記されていること。</p> <p>○医療機関以外（老健施設、特養、施設等）からの紹介は、算定できない。</p>
【逆紹介患者】	<p>○逆紹介患者の用語定義に基づく逆紹介状であること。</p> <p>○開設者と直接関係のない医療機関あての逆紹介であること。</p> <p>○地域医療支援病院で診断および治療を行った診療内容が記載され、かつ、相手医療機関に、医療（治療）を引き継ぐ診療内容が記載されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・治療した病名と治療内容が記載されていること。</li> <li>・患者に説明した旨が記載されていること。</li> <li>・既往歴に該当する医療をかかりつけ医の指示のもと提供した場合は、その内容を記載すること。</li> <li>・定期的な検査等を必要とする場合は、その内容を記載すること。</li> <li>・検査依頼に対する逆紹介状には、地域医療支援病院で行った診断名および検査結果を患者に説明していること。</li> </ul> <p>○地域医療支援病院からの逆紹介に該当しないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆるお礼状、報告書。</li> <li>・逆紹介先が、人間ドックのみを実施する医療機関や、休日診療所など応急処置のみを実施する医療機関の場合。</li> </ul>